

公共施設の在り方調査特別委員会の設置

地方自治法第109条第1項並びに寢屋川市議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定に基づき、下記のとおり特別委員会を設置する。

平成30年7月23日提出

寢屋川市議会議員

中 川 健

井 川 晃 一

岡 由 美

中 林 和 江

松 本 順 一

記

- 1 名 称 公共施設の在り方調査特別委員会
- 2 目 的 今後の公共施設の在り方に関する調査
- 3 委員の定数 12人
- 4 設置期間 調査の終了までとし、閉会中も継続して調査を行う。